

足立区障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び足立区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則(平成15年足立区規則第2号)に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者及び指定障害児相談支援事業者(以下「事業者等」という。)に対する指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 事業者等に対する指導及び監査は、法、児童福祉法、東京都(以下「都」という。)の条例、区の規則等で定める最低基準及び指定基準等(以下「基準等」という。)に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障がい者(児)福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第3条 事業者等に対する指導(以下「指導」という。)は、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

(指導形態)

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次のいずれかにより指導の対象となる事業者等の事業所又は施設において実地に行う。

ア 一般指導 区が単独で実地指導を行う。

イ 合同指導 区が都等と合同で実地指導を行う。

(指導の実施方針及び実施計画)

第5条 区長は、指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項等を掲げる指導実施方針及び当該年度の実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を、毎年度、別に定めるものとする。

(書類等の提出)

第6条 区長は、指導の実施に当たり、事業者等から指導に必要となる書類等の提出を求めることができる。

(指導の実施方法)

第7条 指導の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を、当該事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付(法第6条に定めるものをいう。以下同じ。)に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を当該事業者等に文書により通知する。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うことができる。

イ 指導方法

実地指導は、区長が別に定める指導基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、原則として文書により指導結果を通知した日から30日以内に改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(指導後の措置)

第8条 区長は、前条第2号に定める実地指導(以下「実地指導」という。)の結果、指摘した事項について改善が不十分な事業者等に対しては、必要に応じて、再度、実地指導を行う。

2 区長は、実地指導の結果、第10条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに第11条に定めるところにより監査を行う。

3 区長は、実地指導の結果、事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

4 区長は、実地指導の結果のうち、文書で指導した事項及び改善状況については、区のホームページへの掲載などにより、区民へ広く情報提供する。

(監査方針)

第 9 条 監査は、事業者等に対し、サービスの内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査対象の選定)

第 10 条 監査は、事業者等が次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる指導によってもサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

(監査の実施方法等)

第 11 条 区長は、前条各号のいずれかに該当し、監査の必要があると認めるときは、事業者等に対し、監査実施通知を交付した上で、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて当該職員に関係者に対して質問させ、又は当該事業者等の当該指定に係る施設等へ立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件等の検査を行うことができる。

2 監査は、2名以上の監査班を編成して実施する。

3 区長は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者について監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都に対して文書で通知する。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、通知を省略することができる。

4 区長は、監査の結果、軽微な改善を要すると認められた事項については、第7条第2号に規定する実地指導に準じた指導を行うものとする。

5 区長は、監査の結果、指定基準等違反等により、法第49条第6項、第50条第2項及び第3項、第51条の28第6項並びに第51条の29第3項又は児童福祉法第21条の5の22第5項及び第21条の5の23第2項のいずれかに該当すると認められる場合、都に通知する。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、通知を省略することができる。

(勧告)

第 12 条 区長は、法第 51 条の 28 第 2 項又は児童福祉法第 24 条の 35 第 1 項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 前項に定める勧告(以下「勧告」という。)を受けた事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

3 勧告を受けた事業者等が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第13条 区長は、勧告を受けた事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令することができる。

2 前項に定める命令を受けた事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

3 区長は、第1項に定める命令をした場合には、その旨の公示を行う。

(指定取消し等)

第14条 区長は、事業者等が、法第51条の29第2項各号若しくは児童福祉法第24条の36各号又は足立区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第11条各号(第1号を除く。)のいずれかに該当すると認められる場合は、当該各規定に基づき指定又は登録について、取消し又は期間を定めてその全部若しくは一部の効力を停止(以下「指定・登録の取消し等」という。)することができる。

(聴聞等)

第15条 区長は、監査の結果、事業者等に対し、第13条第1項に定める命令又は指定・登録の取消し等の処分(以下「取消し処分等」という。)を行う場合は、監査後、当該事業者等に対し、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

(経済上の措置)

第16条 区長は、監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用の請求に関し偽りその他不正の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収等(返還金)として徴収を行うことができる。

2 区長は、取消し処分等を行った事業者等に対し、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

(連携)

第17条 指導及び監査に当たっては、都等及び他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則 (28足福福発第3175号 平成29年2月1日 区長決定)

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。